

セクションF：刑事訴訟

※ メンバーに提供するための刑事訴訟に関する情報

F-1 法廷付き添い（抄訳）

遺族が裁判に出廷する際に付き添うことは二次被害を防ぐのに大きな役割を果たす。遺族は裁判の進行についての基本的な情報が知りたい。また、検察官や殺人課刑事などとの関係も重要である。

提供されるべき情報としては：裁判の日時、被害者の権利、被告人の権利、法廷内部の様子、検察官の役割、被告弁護人の役割、証人として呼ばれる可能性について、裁判がどのくらいかかるか、などがある。

また、遺族に前もって次のようなことが選択できるようにする：

法廷で衣類や写真などが提示される場合、出席するかどうか

トラウマティックになる恐れのある検死官や証人の出廷の時に出席するかどうか

メディアへの対応をどうするか

交通手段や宿泊先などの便宜を提供することも考えられている。

法廷付き添いの重要な点は思いやりのあるサポートと情報提供である。

F-4 被害者や目撃者が証言する時

※ 証人になるにあたって注意しておくことが項目で説明してある。内容は、出廷の際の服装や態度、話し方といったことから、質問への答え方にまで亘っている。

F-6 司法手続きの流れ（重罪の場合）

※ 事件発生から捜査、逮捕、裁判に至る司法の流れについて解説

F-8 刑事裁判

※ 裁判は対立する二つのチームで争われるものであること、検察は有罪の立証をしなくてはならないことなどについて簡素に説明してある。

F-9 用語の解説

※ 裁判に関する基本的な用語について解説

挙げてある用語の例としては、罪状認否・保釈・告訴・被告・召喚・棄却・仮釈放・偽証・執行猶予など。

F-11 刑事訴訟制度に関する遺族の問題

- ・ 地域や警察が遺族の苦境に対して無頓着に見える
- ・ 加害者への世論の同情
- ・ 裁判の不公平（経済犯罪の方が罪が重いこともある）
- ・ 司法取引への怒り
- ・ 寛大な判決への怒り
- ・ 情報の不足
- ・ 疑問に回答がない
- ・ 裁判に不要だったり、裁判の終了後に被害者の身の回りの物を返してくれない。
- ・ 裁判制度についての不信
- ・ 加害者にはあるのに、遺族には何も権利がない。
 - 加害者の権利
 - 1) 弁護人を雇用する余裕がない時にも選定と雇用ができる
 - 2) 裁判を受ける権利
 - 3) 自分自身のために証言する権利
 - 4) 控訴する権利

F-13 「国立司法研究所犯罪ファイル研究ガイド
(NATIONAL INSTITUTE OF JUSTICE CRIME FILE STUDY GUIDE)」による

除外ルール（違法収集証拠）について

(略)

F-25 「国立司法研究所犯罪ファイル研究ガイド
(NATIONAL INSTITUTE OF JUSTICE CRIME FILE STUDY GUIDE)」による

精神障害のある被告人について

(略)

F-36 「国立司法研究所犯罪ファイル研究ガイド
(NATIONAL INSTITUTE OF JUSTICE CRIME FILE STUDY GUIDE)」による

保釈について

(略)

F-48 「国立司法研究所犯罪ファイル研究ガイド
(NATIONAL INSTITUTE OF JUSTICE CRIME FILE STUDY GUIDE)」による

判決について

(略)